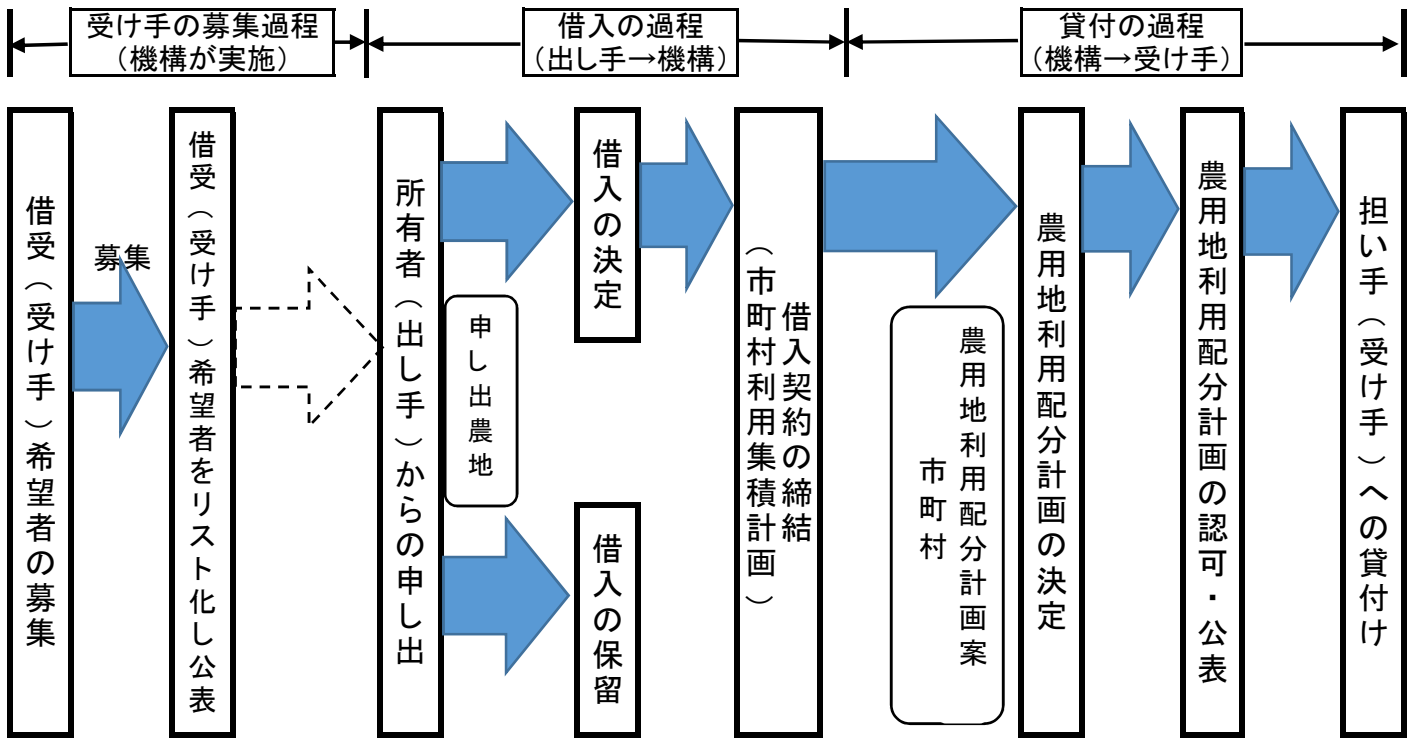


【農地中間管理事業の流れ】



取得する農用地の基準

- ①農地としての利用が著しく困難でないこと
- ②当該地域に十分な借受希望者が確認できること

借賃及び貸賃

- ①農業委員会が情報提供する賃料水準を基本とし、相手方と協議した額
- ②貸しはがし等を誘発し、既存の農業経営に影響を及ぼさないよう考慮します

(貸付けの必須条件)

- ①当該地域の借受希望者のリストに入っていること
- ②全部効率利用及び常時従事要件を満たすこと
- ③農業振興地域整備計画に定める目的に従って農地を利用することが確実であること など

* 希望者が2人以上いる場合は、貸し付け先決定ルールにより総合的に勘案して決定

【農地中間管理事業の進め方】

